

6 学費その他の納付金

(4) 同窓会費・卒業時納金

1. 学費・寮費等

※留学生は「留学生のしおり」参照のこと

(1) 学費(学則・授業料等規程・同徴収規則)

学費は、入学金(入学時)、授業料、教育研究費、教育環境費に分けられ、その額は次の表のとおりです。

種類	年額	料金	納付方法
入 学 金	200,000 円	200,000 円	200,000 円 入学時
授 業 料	600,000 円	600,000 円	600,000 円 2期に分納
教育研究費	140,000 円	140,000 円	140,000 円
教育環境費	140,000 円	140,000 円	190,000 円

※長期履習生は、在籍期間により異なります。

(2) その他の納付金

その他納付をするものは、学生団体姫山会会費、学生教育研究災害傷害保険料、別府溝部学園短期大学・大分県歯科技術専門学校後援会費で、その額は次のとおりです。

種類	年額	納入方法	規定	定
姫山会費	20,000 円	入 学 時	姫山会会則 13	
後援会費	24,000 円	2 期 に 分 納	後援会会則 14 (学生教育研究災害傷害保険料を含む)	
合 計	44,000 円			

5. 学費の納入方法

① 学費の納入は、別に定めてあるものを除き、各年度の、3・9の各月に区分して2期分納になっています。納付は、各保護者(保証人)宛に大学が送付する納入通知書による銀行振込となっています。

② 事情により、学費の延納または分納を希望する場合は、各納入期限の期末までに、所定の延納、分納願に、その理由及び納付計画を記入し、事務局に提出し、学長の許可を受けてください。

③ 長期履習生は、事務局と納入金額の方法を相談の上、納入してください。

(6) 学費の減免及び徴収猶予

学長は、災害その他特別な事情があると認める者に対しては、授業料等の金額を減免し、又は、徴収を延期・分納または猶予することができるよう定められています。この措置によることができるのは、具体的には次のような場合を指し、これによつて、学費の継続が著しく困難であると認められる者に限られます。

- 一 保護者が、天災その他不慮の災害によつて家計困難となつたため、学費負担が困難となつた者
- 二 生活保護法の適用を受ける被保護家庭である者
- 三 母子家庭等で入学後、状況の変化により家計困難に陥つた者
- 四 その他の経済的理由のある者

(3) 寄宿費(入寮者のみ)

寄宿舎費受払規程(学内諸規程に記載)により入舎費、維持費等を入舎時に納付して下さい。

書又は生活保護法の適用を受けていることの証明書を添え、事務局に提出し、学長の許可を受けてください。授業料等の支払いが困難な場合は、アドバイザー教員に相談の上、本学事務局の担当者に相談して下さい。

2. 各種証明書の交付

(1) 各種証明書

学生が在学中必要とする証明書は多種多様ですが、主なものは次の表示のとおりです。

種類	申請先	申請・手数料	交付日	摘要
在学証明書	事務局	500円		
成績証明書	事務局	500円		
卒業見込証明書	事務局	500円		
卒業証明書	事務局	1,000円		
推薦書	教務課 (卒)	500円 1,000円		書類の内容によって交付日 が2~5日後となる 受渡しは午後
出席率証明書	事務局	500円		
課程履修証明書	事務局	500円		
免許状・資格取得見込証明書	事務局	500円		教務課確認
学生証再発行	事務局	1,500円		
通学定期証明	事務局	0円	申込み及び納付の翌日 を原則とする	学生証提示 学生課確認
学生割引	事務局	0円		
再・追試験料	事務局	1,000円 (1科目)		教務課確認
駐車場使用料	事務局	自動車(年額) バイク(年額)	6,000~12,000円 2,100円	学生課確認

(2) 証明書の交付手続き

証明書の交付を受ける場合は、上記の各申請先局課で所定の申込用紙に所要事項を記入し、所定の証明・手数料金を納入しなければなりません。なお、交付日は原則として上記のとおりですが、申し込みが殺到した場合にはさらに延引することもあります。このことを知つて、必要な証明書は早めに申し込んでおいてください。

なお、郵送による場合は、郵送料は本人負担となります。

(3) 学割の交付

学生が、課外活動、帰省などでJRを利用する場合、乗車区間が片道100kmを超えると学割（学校学生生徒旅客運賃割引証）が利用できます。特急料金等を除き運賃の2割引きで、有効期間は発行の日から3ヶ月間です。学生1人当たりの割当枚数は年間10枚以内となっています。

学割の交付を受ける場合は、事務局にある学割証交付願に所要事項を記入してクラス事務担当の印をもらい提出してください。ただし、授業料等の滞納者には学割が交付されません。

学割により乗車券を購入する場合、学生証の提示を求められるのが普通ですので携行を忘れないでください。

(4) 通学証明書の交付（通学定期券）

交通機関を利用して学生が通学する場合の交通機関には、JR、営業バス、学園スクールバス等があります。これらの機関が発行する定期券を購入しようとする場合には、学園スクールバスを除き通学証明書が必要です。

通学証明書の交付を受ける場合には、事務局において所定の「JR、バス、定期乗車券購入申込票」に所要事項を記入して提出しなければなりません。交付は、JRについては所定の「通学証明書」、営業バスについては、各営業バス所定の「通勤・通学定期乗車券発行申込書」となっています。これらの定期券購入に当たり、窓口で学生証の提示を求められたり、学生証で通学証明書が代替されることが多いので学生証の携行が必要です。

(5) 学割・通学定期券の不正使用

学割や通学定期券及び通学証明書等の使用は、記名学生のみに認められるものですから、他人に貸与または譲渡したり、不正行為を行うと、関係規定もとづいて処罰されるばかりでなく、場合によっては、本学の全学生に対して発行を停止されることもありますので使用については特に注意してください。

通学定期は、通学のために使用されるものですが、アルバイト等通学以外の目的で使用することはできません。